

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)
様式

作成日 2026/9/30
最終更新日 2026/9/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和8年9月30日
国立大学法人名		国立大学法人信州大学
法人の長の氏名		中村 宗一郎
問い合わせ先		総務部ガバナンス推進課 governance@gm.shinshu-u.ac.jp
URL		https://www.shinshu-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	《確認方法》 令和8年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、令和8年7月3日に執行部（学長、理事）の原案承認を経て、経営協議会委員に提示し、書面による意見聴取を行った。その後、いただいた意見に対する本学の対応を第124回経営協議会（令和8年10月1日開催）において説明するとともに、審議了承を得た。
		《経営協議会からの意見等》 <u>補充原則 1-3③（外国人研究者等の積極的な雇用）</u> 【意見①】 前学長までの運営を基盤にし、現学長体制による更なる改革、組織変更によって、大型予算を獲得するなど、信州大学の研究開発、産学連携における成果には顕著なものがあります。また、教育改革計画に沿った新しい高等教育組織である「サステナブル社会協創学環」の設置認可を得るなど、将来に向けた取り組みも着実に進められています。 しかし、その一方で、外国人教員の雇用については、大学として努力が見られますが、外国人教員及び海外での教育研究経験の豊富な日本人教員の数が現在においても「非常に少ない」という状況です。この点をもっと認識する必要があるように思います。国際活動のあり方を海外（特に先進国の大学）事情に詳しい教員を交えて忌憚のない意見交換をするなど、工夫する必要があるようです。一般的な国際公募をしたから優秀な人材が来てくれるという考え方は、他大学と比較すると少し甘いように思います。もちろん、国際公募は大切であり、行った方がよいと思いますが、その他の方法も工夫・検討することが必要です。 これまでの努力に並行して広く信州大学教員の危機意識を刺激し研究アクティビティの「中央値」を上げる運営上の努力をすることも必要です。 【本学の対応①】 外国人教員が少ない現状を踏まえ、本学では、2030年度までに全教員に占める外国人教員の比率を10%以上とする目標を掲げております。ご指摘のとおり、国際公募のみでは優秀な人材を本学に確保することは困難であると認識しております。そのため、職員の国際対応力の向上を通じた外国人教員の受入れ体制の整備について、今後検討してまいります。 <u>補充原則 1-3③（女性研究者の積極的雇用や教育研究環境の整備）</u> 【意見②】 令和7年度に採用した常勤教員に占める女性教員の割合（28.0%）は、優れていると思いますが、全教員に占める「現在」の女性教員の数がまだ大変少ない状況にあります。本説明中に現在の比率も記入すべきです。その改善に向けた具体的な対策計画を提示することが、グローバル化（特に国際化）の外部評価の観点からも重要となります。 「R7年度実績：＜採用した常勤教員に占める女性教員の割合28.0%、R8.4.1現在：女性教職員の管理職比率21.1%（内訳：研究・教育系13.2%、事務系33.3%）」という記述において、「研究・教育系」という表記が一義的ではないため、すでに使用されている「教員」に統一して記述の方が明確です。「研究・教育系」という表記は、研究指導を行う教員と研究指導を行わず教育のみを行う教員を分けて考えるときに使用することがあるので、誤解を招くおそれがあるためです。「事務系」も事務職員とした方が統一性があります。あわせて、ここでの「管理職」の意味も分かりにくいため、定義を明記することが望ましいです。

【本学の対応②】

ご意見を踏まえ、「令和8年度対応状況の説明」を以下の記述に修正いたしました。

R7年度実績：採用した常勤教員に占める女性教員の割合28.0%、R8.4.1現在：常勤教員に占める女性教員の割合18.4%、管理職（管理職手当支給者）に占める女性の割合21.1%（内訳：教員13.2%、教員以外33.3%）

また、「事務系」には事務職員だけでなく、技術職員、看護職員等が含まれるため、「事務系」を「教員以外」に修正しております。

なお、女性教員比率の改善に向けた具体的な対策計画の提示につきましては、本欄が令和8年度における実績を報告する枠組みであるため、グローバル化推進の観点も踏まえながら別途検討を行ってまいります。

補充原則 1-3③（5.実務家教員の積極的な雇用）

【意見③】

「実務家教員」という表記について、本項では「公立学校経験者」と「社会科学系においての法曹実務経験者」の雇用を指していると受け止められます。中等教育などの公立学校の「教員」は「教諭」（教員免取得者）という記述に改める必要はないでしょうか。

また、大学院（いずれは修士と博士を区別して記述することが必要かもしれない）を修了した高校教諭や教諭経験者を大学教員として雇用するという趣旨であれば、大学院の教員採用で生じがちな誤解や混乱を避けるために、その意味を明確に記述する必要があります。

【本学の対応③】

ご意見を踏まえ、「令和8年度対応状況の説明」を以下の記述のとおり修正いたしました。なお、下記の記述にある法曹実務経験者については、専門職大学院制度における実務家教員には該当しません。

5. 実務家教員の積極的な雇用

長野県教育委員会との連携に関する協定に基づき、本学教職大学院において優れた教員の養成及び現職教員の資質向上に資するため、覚書を締結し、教育委員会又は公立学校において管理職等として豊富な経験を有する者等を実務家教員として採用している。また、社会科学系において、法曹としての実務経験を有する者を戦略的に雇用している。

原則 2-1-3（ビジョン実現のための執行体制の整備）

【意見④】

現学長着任以降の体制整備の効果に加え、令和7年度より、経営企画部を発展的解消して学長府を設置し、学長のサポートをこれまで以上に強化する体制を整備し現在に至っており、すでに目に見える成果が出始めています。これらを踏まえてさらなる改善策があれば記述することが望まれます。

あわせて、信州大学の教育研究の中核となる部局は県内の4市に分散しています。学長、理事及び副学長の協力体制の強化のためにそのような分散の弱点を克服する努力が必要だと思います。学長をはじめ理事や副学長が、学長室のある本部（松本市）にてある程度の日数一緒に勤務するシステムになっているかなど、協力体制の具体的な施策について説明を加えると良いと思います。

【本学の対応④】

ご意見を踏まえ、「令和8年度対応状況の説明」を以下の記述のとおり修正いたしました。

・本学は各学部が長野県内の4都市、5キャンパスに分散している特性を踏まえ、各学部長が役員会や経営協議会をはじめとする重要な意思決定の場へオブザーバーとして参加することにより、学長や理事との一体的な意思決定に努めている。

・令和6年10月からの新執行部体制において、総括（プロボスト）担当理事を学長に続く職位と位置付けるとともに、令和7年度より、経営企画部を発展的解消し、学長府を設置した。既に、令和9年度に開設するサステナブル社会協創学環及びアクアロジー専攻に係る設置準備や事務の構造改革（Office Hub）の推進等、本学としての重要課題に取り組んでおり、引き続き、執行部システムの改善に努め学長のサポートを強化していく。

監事による確認	更新あり	《確認方法》 令和8年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、令和8年7月3日に執行部（学長、理事）の原案承認を経て、監事に提示し、書面による意見聴取を行った。その後、いただいた意見に対する本学の対応を第124回経営協議会（令和8年10月1日開催）において説明するとともに、審議了承を得た。 《監事からの意見等》 <u>原則2-1-2（法人の長のリーダーシップ）</u> 【意見①】 学内での体制と取組みに加えて、同窓会、地域住民との意見を聴取して大学運営の参考にしているとの記載があります。本学では、「J-PEAKS」や「ENGINEプログラム」などを通して、産学官連携事業を行っています。また、自治体等との「包括連携協定」なども結んでいますので、これらに関連して学長と関係者が大学運営に関して意見交換する場面もあるのではないかと拝察しております。このあたりにも言及してもよいのではないかと考えます。あるいは、「信州共創プラットフォーム」に関しての記載を追記したらいかがでしょうか。 【本学の対応①】 ご意見を踏まえ、「信州共創プラットフォーム」に関する記述を追加いたしました。 <u>原則2-3-2（役員会によるガバナンス機能の最大限の発揮）</u> 【意見②】 役員会の開催について、「的確に行っている」との説明が主となっています。審議の質の確保やガバナンス機能の発揮についても触れたほうが良いのではないかと考えます。 【本学の対応②】 ご意見を踏まえ、役員会における審議の質の確保やガバナンス機能の発揮について追記しました。 <u>補充原則3-1-1①、3-1-1②（経営協議会における審議の充実）</u> 【意見③】 今年度は学長選考の時期と重なったというやむを得ない事情もありましたが、審議において学内委員の発言が目立ち、学外委員が本来の役割を果たすための議題設定や発言機会の確保が十分ではなかったと考えます。 学外委員が自らの経験を十分に活かせるよう、情報提供および会議運営の工夫が望まれます。単に多量の資料を配布するのではなく、会議の10日～2週間前を目安に「懇談事項の要約（サマリー）」や整理された資料を事前送付し、十分に理解した上で議論に臨める環境を整えることが有効です。また、他大学の事例のように、会議（約2時間）においては事前配布資料の熟読を前提として議題・報告の説明を簡潔に行い（1時間以内）、1時間以上を懇談時間に充てて学外委員の発言及びそれに対する回答を中心に進行するような、会議運営の工夫も参考になります。 今後、経営協議会学外委員による発言や意見交換がより活発化し、本学の運営・経営に対してより有益な助言・提言を得られるよう、情報提供のあり方や会議運営の改善を進めていくことが必要です。 【本学の対応③】 ご指摘のとおり令和6年9月開催以降、学長選考・監察会議の時間確保に伴い、経営協議会においてフリーディスカッションの確保ができておりませんでしたので、今後は、フリーディスカッションの時間確保に努めてまいります。また、議論の時間を確保できるよう、学外委員への資料の事前送付時期の見直しとともに、資料の概要説明の送付について、今後検討してまいります。 <u>補充原則4-1②（学生の教育成果の公表）</u> 【意見④】 「大学教育改革に向けた取組の実施状況」における共通指標（学生が身につけることができる能力・学修成果の可視化、社会・企業への提示等）に関連し、本学が導入している「ディプロマ・サプリメント」に関する記載を追記すべきと考えます。また、ディプロマ・サプリメント証明書についても、公表資料内に追記したらいかがでしょうか。
----------------	-------------	---

		【本学の対応④】 本学では、学生が自らの学修成果を適切に把握して主体的に学びを深めること、及び就職活動等において自身の学修の成果を補足する資料として活用することを目的として、令和 5 年度以降に入学した学部学生、令和7年度以降に入学した大学院生を対象に「ディプロマ・サプリメント」を導入しました。 ディプロマ・サプリメントは、単位修得した授業科目と学位授与の方針（DP）の関係性を可視化した資料であり、3年次以降は、学生が個々のポータルサイトから確認し、同資料を就職活動等に活用することができることから、共通指標の取組実績においては「実施している」として回答しています。 ご提案を踏まえ、ディプロマ・サプリメントに関する記載を追記するとともに、ディプロマ・サプリメントの発行・運用に関する情報を盛り込んだ大学ホームページの案内（リンク先等）を明記いたします。
--	--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		・高等教育機関のミッションを踏まえつつ、我が国の目指す未来社会5.0の実現や持続可能な開発目標SDGsの達成等を念頭に置いた、信州大学としてのビジョン・目標及び戦略、具体的な実現方策について、「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」及び「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を策定し公表している。 ・信州大学長期ビジョン“VISION2030”は、第4期中期目標期間の先を見据えて、経営協議会学外委員等の多様な関係者の意見を聴きながら、社会の要請の把握に努めた上で、令和元年の信州大学創立70周年を機に作成・公表したものであり、長野県唯一の国立大学法人として、2030年までに信州大学が目指す姿と、取り組むべき課題、実現までのシナリオを下記の6つの重点戦略において示したものである。 1. 教育－信州を学び、未来を拓く 2. 研究－知の創造をつむぐサイエンスプラットフォームの構築 3. 社会連携－持続可能な進化型社会連携 4. グローバル－信州エクセレンスをグローバルに繋ぐハブへ 5. 大学運営－あらゆる変化に柔軟に対応できる大学運営の推進 6. 医療－大病院として高度医療および先進医療を安全に提供する ・ビジョン・目標及び戦略を実現するための道筋として、第4期中期目標期間において、信州大学の価値創造と社会的責任を果たすための具体的な行動計画である「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を令和7年2月に策定した。各理事・副学長がそれぞれの担当分野における目標と具体的な施策“Method”を策定し、それを推進することにより、持続可能な社会の構築と信州大学のさらなる発展を目指す。その進捗状況については、年に1回点検を行っている。 ・「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」は、冊子を全国のステークホルダーに郵送するとともに、本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。 ・また令和5年9月に新たな経営ビジョンとして「グレーター・ユニバーシティ・ビジョン（VGSU）」を策定し、公表している。これは「地域中核・特色ある研究大学」として、県境を越えた広域連携による新たな価値創出を目指すものであり、本学公式Webサイト等で公表をしているほか、多様な関係者からの理解を得られるよう「統合報告書2023」において、策定の背景を含め、学長が説明を行っている。 デジタル冊子 信州大学長期ビジョン2030 デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027 グレーター・ユニバーシティ・ビジョン（VGSU） デジタル冊子 統合報告書2023（巻頭特集：信州大学長インタビュー）
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		・本学公式Webサイトにおいて、中期目標・中期計画及びその進捗状況を公表するとともに、自己点検・評価等並びに国立大学法人評価及び認証評価に係る報告書等を公表している。また、本学公式Webサイトにおいて、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価に係る検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等として、評価基準に関する「改善を要する事項」及び「対応状況」を公表している。 ・学長主導のもと、戦略企画会議において「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を作成するとともに、具体的な施策“Method”の進捗状況を年に1回検証している。また、この実行プランの終了時には、自己評価を含めた検証を行い、その結果を次期行動計画に反映させて改善を図る予定である。 ・同プランの冊子は、作成時に全国のステークホルダーに郵送するとともに、本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。また、過去に取り組んでいたPLAN the N・E・X・T及びその成果報告書についても、同じく本学公式Webサイトに公表している。 中期目標・中期計画／各評価結果 大学機関別認証評価の結果等 自己点検評価書及び外部評価報告書 PLAN the NEXTの冊子及び成果報告書 デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		役員会については、国立大学法人信州大学役員会規程において、以下の事項について議決するとともに、学長は重要事項を決定しようとするときに、役員会の議を経なければならないと規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他重要事項 経営協議会については、国立大学法人信州大学経営協議会規程において、本法人の経営に関する次の事項について審議すると規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (2) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (3) 経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他本法人の経営に関する重要事項 教育研究評議会については、国立大学法人信州大学教育研究評議会規程において、本法人が設置する信州大学（本学）の教育研究に関する次の事項について審議すると規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。） (2) 中期計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。） (3) 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 本学の教員に係る人事の方針及び人事制度に関する事項 (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他本学の教育研究に関する重要事項 国立大学法人信州大学役員会規程 国立大学法人信州大学教育研究評議会規程 国立大学法人信州大学経営協議会規程

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針として、「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、本学公式Webサイトで公表している。 ・教員の適正な年齢・職位構成を定め、本学公式Webサイトで公表するとともに、毎年5月1日現在の達成状況を学術研究院会議に報告している。 ・女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（信州大学行動計画）において「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を22%以上にする」及び「女性教職員の管理職比率を22%以上にする（研究・教育系15%、事務系30%）」と定め、本学公式Webサイトで公表している。 ・SOGI（性的指向・性自認）の多様性を尊重するための基本理念・基本方針及びガイドラインを策定し、本学公式Webサイトで公表している。 ・DE&I（ダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン）推進宣言を本学公式Webサイトに掲載している。 <u>信州大学教職員人材育成基本方針等</u> <u>適正な年齢・職位構成について</u> <u>国立大学法人信州大学一般事業主行動計画</u> <u>信州大学におけるSOGI（性的指向・性自認）の多様性を尊重するための基本理念・基本方針</u> <u>信州大学DE&I推進宣言</u>
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		・自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画については、予算、収支計画及び資金計画を策定し、「中期目標・中期計画一覧表」として本学公式Webサイトで公表している。 <u>国立大学法人信州大学 第4期中期目標・中期計画 別紙 予算、収支計画及び資金計画（P16～P22）</u>
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		・大学の活動状況、教育・研究・診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果については、「財務諸表」「事業報告書」「附属明細書」に掲載し、本学公式Webサイトで公表している。 ・財務情報と非財務情報（法人経営・教育・研究・社会連携等）を盛り込んだ「統合報告書」（冊子及びWeb版）を発行している。統合報告書では、大学の全ての経費を本学独自の分析により、教育・研究・診療コストに区分・見える化し、学内のコスト意識の醸成や、ステークホルダーへの説明に活用している。 <u>財務諸表等</u> <u>統合報告書</u>
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学事務等職員人材育成基本方針」を定め、本学公式Webサイトで公表している。また、各方針の下、法人経営を担う人材を早期の段階から育成するため、以下のような取組を行っている。なお、国立大学法人信州大学教員人材育成プランに、求める教員像として「経営マインドを習得し、大学又は部局レベルにおいて経営力を発揮できる教員」を掲げており、同プランの中に教員人材育成方針を定めている。 1. 副学長には人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうち、部局長クラス等の中から適任者を学長が任命している。これに若手教授を任命し、学長を補佐あるいは補助させ、各々の職務を遂行させることにより本学の目標達成に向け、主体的に経験する機会を設けている。 2. 学長は本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の教員を、学長補佐及び学長特別補佐として任命し、大学経営や教育・研究に係る重要事項に関わる機会を設けている。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。 3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインド及び国際性を有する教職員の育成を目的として、学長が人選した有識者が講師を務め、若手教授や准教授を多数登用している学部長補佐以上の教員及び副課長級以上の事務・技術職員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。 4. 国大協UDWS（ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ）については、学長・総括（プロボスト）担当理事が人選を行い参加者はその成果報告を上記研修にて行っている。 5. 令和5年2月に改正した「国立大学法人信州大学事務等職員人材育成基本方針」の中で、管理職（府長・部長・事務部長、課長・事務長）とは、幹部職員として高度な組織マネジメント力及び経営判断に通じるリーダーシップを有し、大学の目標、計画に即して課・部等の目標を設定し、学長、役員及び部局長等を補佐して全学の経営方針に沿った企画、業務運営を執行・監督するとともに、部下の指導・育成を行うことができる人材としている。こうした人材の育成を目指し、本学では副課長級以上を対象とした経営企画力向上研修を実施している。 <u>信州大学教職員人材育成基本方針等</u> <u>国立大学法人信州大学副学長に関する規程</u> <u>信州大学学長補佐等設置要項</u>

原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学事務等職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。 1. 理事及び副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。理事及び副学長は学長を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。なお、学長は学内外の専門的知識、経験を有する者を適材適所に理事として選任し、学長をサポートする体制を整備している。 2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の教員を、学長補佐及び学長特別補佐として学長が任命している。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。 3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインド及び国際性を有する教職員の育成を目的として、学長が人選した有識者が講師を務め、学部長補佐以上の教員及び副課長級以上の事務・技術職員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。 ・国立大学法人信州大学組織に関する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の具体的な施策を推進することで学長を補佐する体制が整っている。なお、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」及び「国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則」において理事、副学長等の権限を示し公表している。 ・本学は各学部が長野県内の4都市、5キャンパスに分散している特性を踏まえ、各学部長が役員会や経営協議会をはじめとする重要な意思決定の場へオブザーバーとして参加することにより、学長や理事との一体的な意思決定に努めている。 ・令和6年10月からの新執行部体制において、総括（プロボスト）担当理事を学長に続く職位と位置付けるとともに、令和7年度より、経営企画部を発展的解消し、学長府を設置した。既に、令和9年度に開設するサステナブル社会協創学環及びアクアロジー専攻に係る設置準備や事務の構造改革（Office Hub）の推進等、本学としての重要課題に取り組んでおり、引き続き執行部システムの改善に努め学長のサポートを強化していく。 国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則 国立大学法人信州大学理事に関する規程 国立大学法人信州大学副学長に関する規程 信州大学学長補佐等設置要項
補充原則 2－2－1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		※当法人は、運営方針会議を設定していない法人であり、原則 2－2－1～原則 2－2－3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しません。
原則 2－3－1 役員会の議事録		役員会は、「国立大学法人信州大学役員会規程」に基づき、以下の重要項目について審議・議決する。 (1) 中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項 (2) 国大法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 信州大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 ・役員会においては学長が議長となり、会議を主宰している。 ・役員会の議事要録を、役員会承認後速やかに本学公式Webサイトで公表している。 国立大学法人信州大学役員会規程 役員会議事要録
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		・本学の執行部は『世界につながる信州大学』を経営方針として、“DE&Iの推進、覚悟のグローバル化、新学術×新産業の創出で世界から選ばれる信州大学へ”をキャッチフレーズに掲げ、以下のとおりダイバーシティの確保と外部人材の登用により、経営層の厚みを確保している。なお、その登用の状況や経歴は、本学Webサイトに役員一覧を公表している。 1. 信州大学の役員については、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」第4条に則り、学長をはじめとして理事6名（男性5名、女性1名）、監事2名（男性1名、女性1名）の計9名を置いている。 2. 理事の任命においては、「国立大学法人信州大学理事に関する規程」第2条第2項に基づき、理事6名のうち5名は次の観点により外部の人材を登用している。 (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者 (2) 大学経営に関して広く高い見識を有し、幅広い視点から本学の経営に参画できる能力を有する者 3. 「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」に基づき、経営マインド・経営能力を育成された教員（女性及び外国籍を含む）を副学長として経営に参画させることにより、性別や国際性の観点によるダイバーシティを確保し、経営層の厚みを確保している。 役員一覧 国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事に関する規程 国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則 信州大学教職員人材育成基本方針等

補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		・経営協議会の学外委員の選考方針については、H15. 12. 17開催の評議会において決定し、以下の方針に基づいて選考している。 ①学者・研究者等大学の教育研究に見識をもつ者 ②経営・経済に深い経験と知見を有する者 ③地域を代表する者（経済・行政等）、マスコミ、地方教育行政機関等 ④信州大学に特に愛着心を持ち、その発展を望む者（同窓会関係者等） ⑤一般市民の立場において特に大学法人経営に対して深い関心と識見を有する者 ⑥学長が特別の政策的配慮に基づいて加える者等 ・学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定を行うとともに、審議を活性化させるため、事前に審議概要を含めた当日資料を送付する等運営方法を工夫している。 ・経営協議会において事前に設定されていた審議・報告にとどまらずテーマ別のフリーディスカッション等を通じて、外部委員の多様な知見や見識等に基づく本学に対する貴重な意見を大学法人運営に反映させている。 （審議事項） 第2条 経営協議会は、本法人の経営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。 （1） 中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの （2） 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの （3） 学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 （4） 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 （5） 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 （6） その他本法人の経営に関する重要事項 国立大学法人信州大学経営協議会規程 経営協議会
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		・「国立大学法人信州大学学長選考規程」において、学長選考・監察会議が別に定める基準として「学長に求められる資質・能力」を定め、これに基づき学長の選考を行わなければならないこととしている。 ・令和3年10月1日から就任した現学長の選考では、令和2年10月から開始した学長選考手続きにおいて、意向投票によることなく、学長候補者が掲げた所信及び学長に求められる資質・能力を有しているかを念頭に、候補者ヒアリングを重ねた上で、令和3年3月10日に学長選考会議（当時）が次期学長候補者を選出した。 ・また、基準のほか、学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果を、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。 国立大学法人信州大学学長選考規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		・学長の任期については、国立大学法人法第15条第1項において、「二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」となっており、本法人においては「国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程」で、任期を6年とし、再任できないと定めている。任期については、以前は「学長の任期は、4年とする」「1回に限り再任されることができる。この場合において、学長の任期は2年とする。」と定めていたが、時代の変化が早くなり、大学を巡る環境も変わりつつある中、より一貫した学長のリーダーシップを重視し、中期目標期間との整合性を図ることから、適切な期間として6年を任期として、平成26年12月に規程改正を行った。なお、現行規定（任期6年）に基づき、2回の学長選考が行われている。 ・また、再任の可否については、4年では学長が立てた公約の結果を出すことが難しいこと、4年目の再選時の選考に学長が精力を使うことが多く弊害が多いこと等の学長選考会議（当時）の検討結果から、現行の6年1期のみ任期（但し、在任期間が3年を経過した時点で学長の業務執行状況について評価すること）としている。任期途中で学長が不在となった場合の取り扱いについては、学長選考・監察会議が通常の手続きで次期学長を選考し、その学長が同じく一貫したリーダーシップを発揮して6年の任期を全うできるよう、前任者の残任期間は考慮しないこととしている。 ・学長の任期・再任の可否についてはWEBサイト「学長選考・監察会議」において公表している。 国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」学長の任期・再任の可否について
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き		「国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程」を制定し、信州大学規則集に掲載することにより公表している。 国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程
補充原則 3－3－3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行うこととしている。また、学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行うこととしている。このように規程に明記するとともに、実際に業務を遂行している。なお、当該評価結果は、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。 （職務） 第2条 3 学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行う。 国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議（学長の業務執行状況評価書の公表）」

原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議の委員は、教育研究評議会から選出された委員（学内委員）及び経営協議会から選出された委員（学外委員）各同数から組織すると定めている。 経営協議会からは、学長選考・監察会議の中立性・公正性及び審議の継続性を確保し、行政や企業、大学等における豊富な経験と深い知見、見識を考慮の上、各委員の経歴を踏まえ9人の委員を選出している。 また、教育研究評議会からは、「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議における学内委員の選出方法に関する申合せ」（令和4年4月20日国立大学信州大学教育研究評議会承認）に基づき、「学内の均衡を考慮し、学長が指名する理事1人並びに人文学分野、教育学分野、経法学分野、理学分野、医学分野、工学分野、農学分野及び繊維学分野から各1人」の推薦を受けた9人を選出している。 このように規程に明記するとともに、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。 国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		・学長選考・監察会議は、毎年学長の業務執行状況の確認を行い、それに基づく支援や助言、評価を通じ信州大学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討している。なお、「大学総括理事」を置いていない。
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		・本学においては、2030年に向けたグランドデザインとして、教育・研究・社会貢献・グローバル・大学運営・医療に係る「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」を作成し、公表しているとともに、執行部が取り組む具体的な行動計画である「信州大学改革実行プラン inGEAR」を策定し、教職員だけでなく、学生・卒業生・保護者・関係企業等の各種ステークホルダーに情報を発信している。さらに、信州大学の特色ある教育、研究、社会貢献、国際学術交流、医療活動等の非財務情報と、決算情報、財務諸表等の財務情報を1冊にまとめ、ステークホルダーの皆さまに、過去・現在・未来にわたり信州大学がどのように価値を創造していくかを紹介する「統合報告書」を毎年度公表している。 ・このほか、教育・研究・社会貢献機能に係る情報については、原則 4－1 の実施内容に記載のとおり、Webサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、目的別・ステークホルダー別にそれぞれに適した媒体（メディア）による情報の公表を通じて透明性を確保している。 ・法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を確保するため、「国立大学法人信州大学業務方法書」において、内部統制に関する基本事項を定めている。同2条では、役員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制整備とその継続的な見直し、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新を規定している。また、同3条では内部統制システムの整備推進のための体制の決定やモニタリングを行うために必要な規程の整備、役員への定期的な報告を確保することについても規定されている。 ・上記の業務方法書の内容に基づき、「国立大学法人信州大学における内部統制に関する規程」において、内部統制の推進について必要な事項を定めている。 ・本学の役員及び職員が業務を遂行する上で必要となる法令や学内の規則等を遵守する体制を整備するため、「国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則」を定め、学長を最高責任者、総務担当の理事を総括責任者とするコンプライアンス推進体制を確立している。また、コンプライアンス統括会議をコンプライアンス推進に係る重要な方針等を審議する場として位置付け、大学執行部間での情報共有を図ることにより、適正な大学運営を確保している。上記の運用体制等については、本学公式WEBサイト上で公表している。 国立大学法人信州大学業務方法書 国立大学法人信州大学における内部統制に関する規程 「教職員に求められるコンプライアンスの推進」 国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		・学校教育法施行規則第172条の2第1項に定められている大学で広報すべき事項については、本学公式Webサイトの情報公開のページを中心に公表している。 ・本法人の活動状況、教育・研究・診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果については、「財務諸表等（「事業報告書」、「附属明細書 様式19 開示すべきセグメント情報）」」に掲載し、公式Webサイトで公表している。 ・様々な活動は、目的別・ステークホルダー別に情報を区分し、またクロスメディア化して、それぞれに適した媒体（メディア）を選定のうえ効果的な情報発信を行っている。 信州大学公式Webサイト「情報公開」 刊行物：デジタル冊子一覧

補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		・ 本学公式Webサイトはステークホルダー別・目的別に入口を設けており、サイト内検索機能も追加することで、目的の情報にアクセスしやすいよう構築している。 ・ 掲載するコンテンツについては、広報室と関係部局が協力して、正確で適切な情報を随時更新・公表できる体制を構築している。 ・ 本学は、多岐にわたる活動の中から、大学の理念・目標やSDGsを踏まえ、社会的な関心が高いものや社会への影響が大きいもの、独創的・特徴的な教育・研究、地域・企業との連携、地域における学生の学びなどをコンテンツ化している。これらのコンテンツを、本学公式Webサイト、英語版公式Webサイト、SNSなど、それぞれに適した媒体を通じて積極的に発信している。また、刊行物はデジタル冊子としても公表している。 ・ 国内の報道機関や海外向けサイトへのリリースや記者会見による情報発信も行っている。 ・ 本学公式Webサイトにて公表する情報は、受験生の方、企業・研究者の方、地域・一般の方、卒業生の方、保護者の方々など、それぞれの対象者向けにコンテンツを整理して情報を発信している。 【デジタル冊子】 https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/ ・ 「大学案内」 ・ 「大学概要」「大学概要ダイジェスト版」 ・ 「学部案内」 ・ 「研究紹介」 ・ 「機構等」 ・ 「大学広報誌『信大NOW』」 ・ 「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」 ・ 「信州大学改革実行プラン inGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」 ・ 「信州大学統合報告書」 ・ 「信州大学環境報告書」 ・ 「全学横断特別教育プログラム」 ・ 「信州大学国際交流・海外留学ガイド」 ・ 「留学生就職促進プログラム」 ・ 「信州大学医学部附属病院概要」 ・ 「医学部附属病院広報誌『信大病院21Cハミング』」 【SNS】 https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/account/ ・ facebook： @Shinshu.Univ ・ Instagram： @shinshu_university ・ YouTube： @shinshuweb ・ X： @ShinshuUni <u>刊行物：デジタル冊子一覧</u> <u>SNS：ソーシャルメディア公式アカウント一覧</u>
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生が大学で身に付けることができる能力として「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を大学全体及び各学部・研究科で策定している。 「学位授与の方針」の達成のため、教育課程の編成、教育内容・方法、学修成果の評価等を定めた「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を大学全体及び各学部・研究科で策定し、カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成し、授業を実施している。 学修成果の可視化及び社会への提示の取組みとして、学部、研究科の双方において単位修得科目と学位授与の方針との関係を明示した「ディプロマ・サプリメント」を導入し、学生が自らの学びを客観的に把握し、就職活動等において企業に対し提示することが可能となっている。 学生の満足度については、教育課程等の改善、施設及び設備、学生支援の質の向上に資することを目的に、各学部・研究科において「卒業時・修了時アンケート」を毎年度実施している。 本学の目的および学位授与方針に即して、適切な学修成果が得られていることを検証し、教育課程等の改善に資することを目的に、アンケート実施年度から6年前の卒業生および修了生を対象とした「卒業生・修了生アンケート」を6年に一度実施している。 学生の進路状況については、各学部・研究科の詳細を作成している。 上記の情報については、下記のとおり本学公式Webサイト及び各学部・研究科Webサイトで公表している。 <u>学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</u> <u>教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</u> <u>授業内容</u> <u>学びの履歴書</u> <u>卒業要件、取得可能な学位（学部）</u> <u>修了要件、取得可能な学位（大学院）</u> <u>学生満足度調査結果（人文学部）</u> <u>学生満足度調査結果（教育学部、教育学研究科「評価情報」）</u> <u>学生満足度調査結果（経法学部応用経済学科「応用経済学科の教育満足度をみる」）</u> <u>学生満足度調査結果（経法学部総合法律学科「総合法律学科の教育満足度をみる」）</u> <u>学生満足度調査結果（理学部、総合理工学研究科理学専攻「卒業生満足度調査結果」）</u> <u>学生満足度調査結果（医学部医学科「医学科卒業生の満足度に関する調査結果」）</u> <u>学生満足度調査結果（医学部保健学科「保健学科卒業生の満足度に関する調査結果」）</u> <u>学生満足度調査結果（工学部（大学院含む）「卒業生・修了生満足度調査結果」）</u> <u>学生満足度調査結果（農学部、総合理工学研究科農学専攻・生命医工学専攻（伊那キャンパス））</u> <u>学生満足度調査結果（繊維学部、総合理工学研究科繊維学専攻・生命医工学専攻（上田キャンパス）、総合医理工学研究科（上田キャンパス））</u> <u>学生満足度調査結果（総合人文社会科学研究科「情報公開」）</u> <u>学生満足度調査結果（医学系研究科医科学専攻・保健学専攻）</u> <u>学生満足度調査結果（総合医理工学研究科医学系専攻「情報公開」）</u> <u>学生満足度調査結果（総合理工学研究科生命医工学専攻「評価情報」）</u> <u>卒業生・修了生アンケート実施報告書(10月公表予定)</u> <u>卒業者数・進路状況</u> <u>教員免許状取得・就職状況</u>

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ・ 法人に関する情報 https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/disclosure/corporation/ ・ 大学概要・大学案内等_デジタル冊子（刊行物一式） https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 ・ 信州大学医学部附属病院について https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/ ・ 病院長選考 https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/hd-selection.php ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 ・ 国立大学法人信州大学医療安全監査委員会 https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/kansaiinkai.php
-------------------------------------	--